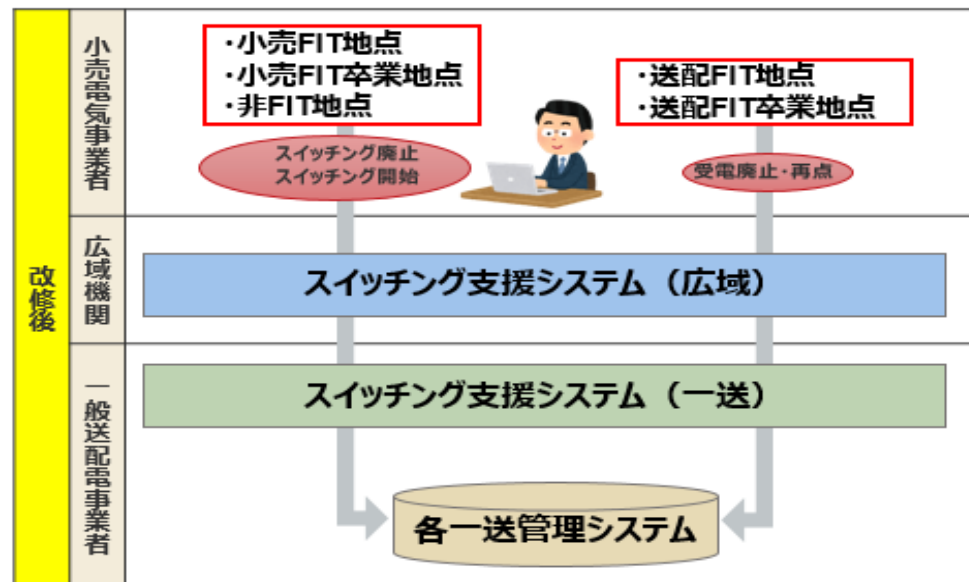
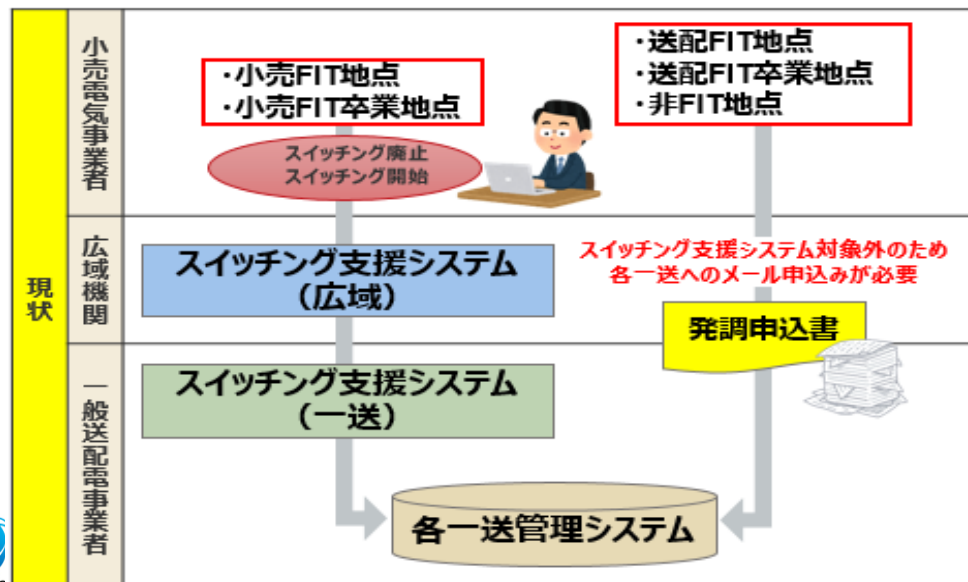


スイッチング支援システム申込対象範囲拡大について

2025年9月
電力広域的運営推進機関

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に関する送配電事業者の買取分については、2027年4月以降、FIT買取期間満了を迎える電源が大量に発生いたします。
- 現状、送配卒FITからの買取者変更等については、スイッチング支援システムの対象外として、各一般送配電事業者へメールにてお申込みをいただいております。
- 今後、送配卒FITの買取者変更等に関する小売電気事業者様、及び受付をする各一般送配電事業者の負担を軽減するため、2027年4月から、スイッチング支援システムで買取事業者の変更申込を実施する方向で準備を進めております。
- 提供するスイッチング支援システムの機能は、今後（2026年3月頃）詳細についてご説明する予定です。また、それに合わせて、送配電等業務指針の変更の準備も進めております。

<申込みのイメージ>

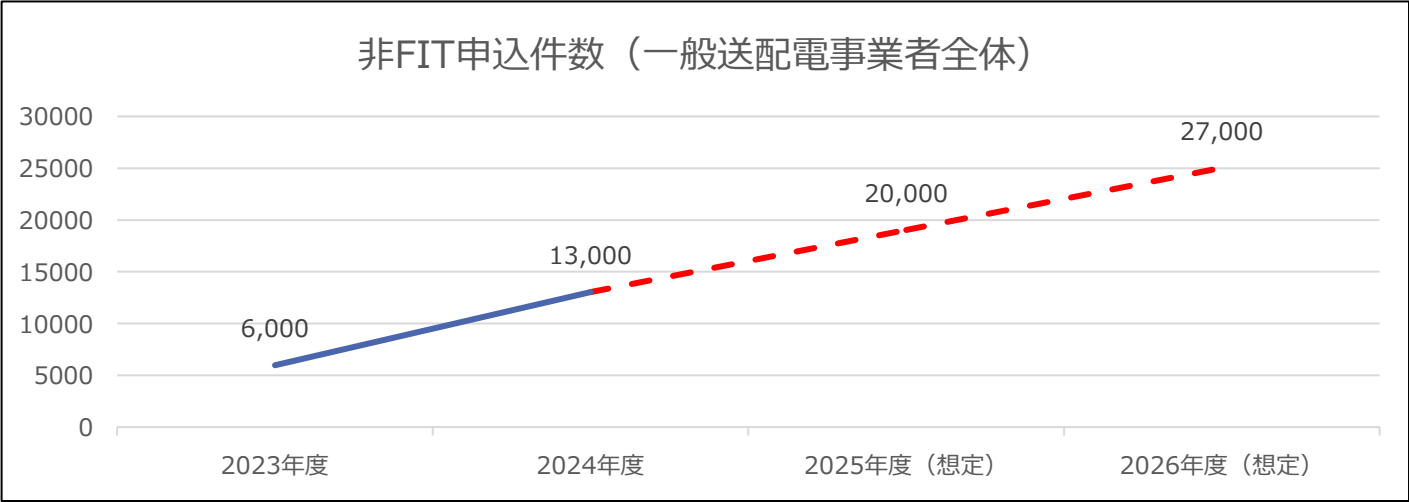


- 送配FIT開始から10年が経過する2027年4月以降、送配卒FIT電源の大量 S W申込みが想定されています。（**2027年度の想定申込件数〔10社計〕：10万件**）
- また、非FIT電源のスイッチング申込件数も一般送配電事業者全体で増加傾向にあります。

<送配電買取の調達期間満了予定地点数（2027年度）>

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	計
地点数	1,297	9,680	30,343	21,713	2,476	7,963	7,508	5,085	13,717	488	100,220

<非FIT電源の申込件数の推移>



■ スwitching支援システムにて申込可能な発電側契約は、下表のとおり黄色ハッチング箇所の申込対象範囲を拡大する方向で準備中です。

現 状	現契約		新契約	スitching支援システム
	小売FIT	→	非FIT (卒FIT設備)	対象※
	非FIT (卒FIT設備)	→	非FIT (卒FIT設備)	対象
	送配FIT	→	非FIT (卒FIT設備)	対象外
	送配FIT (無償逆潮)	→	非FIT (卒FIT設備)	対象外
	非FIT	→	非FIT	対象外



改 修 後	現契約		新契約	スitching支援システム
	小売FIT	→	非FIT (卒FIT設備)	対象※
	非FIT (卒FIT設備)	→	非FIT (卒FIT設備)	対象
	送配FIT	→	非FIT (卒FIT設備)	対象※
	送配FIT (無償逆潮)	→	非FIT (卒FIT設備)	対象
	非FIT	→	非FIT	対象

※ 買取満了時のFIT→卒FITに限る

3. 申込種別一覧

■ スイッチングの申込み手続きは、申込内容によって申込種別が異なるためご注意ください。

申込内容			準拠する約款・要綱 等	申込種別
小売FIT	⇒	非FIT（卒FIT設備）	託送供給等約款	スイッチング
非FIT（卒FIT設備）	⇒	非FIT（卒FIT設備）		
非FIT	⇒	非FIT（同一小売除く）		
送配FIT（無償逆潮）	⇒	非FIT（卒FIT設備）	再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱 ⇒託送供給等約款	廃止・再点
送配FIT	⇒	非FIT（卒FIT設備）		
解約中設備	⇒	非FIT	託送供給等約款	再点 のみ

スイッチング／廃止・再点の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱および託送供給等約款の整理

○発電量調整供給契約（小売FIT・非FIT）

託送供給等約款

○送配電買取

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下、「要綱」）

○スイッチング

託送供給等約款の中で現小売電気事業者から新小売電気事業者へ変更すること

○廃止・再点

送配卒FIT（要綱）から新小売電気事業者（託送供給等約款）へ変更すること
（要綱上の廃止・託送供給等約款上の開始（再点）となる）

当資料における用語の定義

送配FIT	送配電事業者にて再エネ特措法に基づき特定契約を締結した電源
送配卒FIT	送配電事業者にて再エネ特措法に基づき特定契約を締結し、調達期間が満了した電源
小売FIT	小売電気事業者にて再エネ特措法に基づき特定契約を締結した電源
小売卒FIT	小売電気事業者にて再エネ特措法に基づき特定契約を締結し、調達期間が満了した電源
非FIT	再エネ特措法を使用しない小売FIT・送配FIT以外の電源